

(別添2-1)

学 則

①法人・団体の名称	社会福祉法人 大阪重症心身障害児者を支える会
②研修事業の名称	大阪重症心身障害児者を支える会重度訪問介護従業者養成研修
③研修の種類	「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第538号)に基づく重度訪問介護従業者養成研修
④研修課程	基礎課程・追加課程・統合課程 (実施する課程に○)
⑤指定番号	31
⑥開講の目的	地域において重度の障害がある方が生活していくために、多様なニーズに基づく、多岐にわたる介護サービスが不可欠である。本講座は、重度障害者の多様なニーズに適切に対応した介護サービスを提供できるヘルパーの養成を行い、人権に対する理解を深め、介護技術及び専門知識等について習得することを目的に開講する。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義：ゆらっとステーション内 研修室 大阪市住吉区万代東1丁目3番19号 演習：同上
⑧実習施設	実習施設一覧表(別添2-6)を参照。
⑨講師の氏名及び担当科目	講師一覧表(別添2-2)を参照。
⑩使用テキスト	講師作成レジュメ及び平成24年度喀痰吸引等指導者講習事業喀痰吸引等研修テキスト及びビデオ「重度訪問介護従業者養成研修追加研修講義」(日本リハビリテーション協会発行)
⑪受講資格	今後、障害者総合支援法の重度訪問介護事業及び市町村地域生活支援事業の移動支援事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者及び現に従事する者とする。
⑫広告の方法	チラシ、ホームページ等によりお知らせする。
⑬情報開示の方法(ホームページアドレス等)	情報依頼があれば郵送にて提供する。 ホームページアドレス(http://www.sasaeru.or.jp/houjinn/)
⑭受講手続き及び本人確認の方法(応募者多数の場合の対応方法を含む)	受講希望者は、募集要項に基づき所定の要件を記入した上応募することとし、申込者が定員を超えた場合は、締め切り後に主催者の抽選により決定し通知する。
⑮受講料及び受講料支払方法	15,000円(テキスト代、消費税含む) 但し、講習会場及び実習先等へ向かう際の交通費等の実費は受講者の負担とする。 支払は、募集要項に記載した金融機関に期日までに振り込むこととする

⑩解約条件及び返金の有無	*受講料は講習の修了・未修了にかかわらず、いかなる理由でも返金しないこととする。
⑪受講者の個人情報の取扱い	個人情報保護規定策定の有無（有・ 無 ） 当該事業者の従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知りえた受講者の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
⑬研修修了の認定方法	認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 研修の修業年限：4か月以内
⑭補講の方法及び取扱	補講の方法：補講の上限は2科目とする。 補講に要する費用：1科目につき5,000円
⑯受講中の事故等についての対応	受講中の事故、体調悪化等については、速やかに必要な措置を講じる。
⑰研修責任者名、所属名及び役職	氏名：三田 康平 所属名：支える会研修センター 役職：管理者
⑱課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名：三田 康平 所属名：支える会研修センター 役職：管理者
⑳苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：三田 康平 所属名：支える会研修センター 役職：管理者 連絡先：06-6690-5360
㉑研修事務担当者名、所属及び連絡先	氏名：三田 康平 所属名：事務局 役職：
㉒修了証明書を亡失・毀損した場合の取扱	「養成研修修了証明書等の亡失・毀損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：1通につき1,000円
㉓その他必要な事項	

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府重度訪問介護従業者研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。
---------------	---

※2 研修事業者の指定担当	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 事業者育成グループ 電話：06-6944-9165 ホームページ： http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/
---------------	--